

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
可児市	平牧地区(二野、羽崎、大森)	令和3年12月28日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	157ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	117ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	48ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	23ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6ha
(備考)	

2 対象地区の課題

「今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(6ha)」よりも「75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積(23ha)」の方が、17ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

二野・羽崎地区の農地利用は、農地所有適格法人(A)が借り受けている農地を含め、農地所有適格法人(B)に集積・集約を進めていくことで対応していく。
大森地区の農地利用は、農地所有適格法人(A)、任意組合(A)、個人の担い手などが引き続き担っていくが、引受け面積に限りがあるため、入作を希望する農業者や新規就農者の受入れを促進することで対応していく。
平牧地区全域において、中心経営体の引受け面積には限りがあるため、近所の兼業農家による農地保全の協同を進めていきながら、組織化の設立を促進していくことで対応する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	農地所有適格法人(A)	水稲、大豆等	15.0 ha	水稲、大豆等	16.0 ha	二野、羽崎、大森
認農法	農地所有適格法人(B)	水稲	17.0 ha	水稲	22.0 ha	二野、羽崎、大森
認就法	認定新規就農者・法人(A)	いちご	1.0 ha	いちご	1.0 ha	大森
	個人(C)	なす	0.5 ha	なす	0.5 ha	羽崎
	個人(D)	水稲、なす等	2.1 ha	水稲、なす等	2.1 ha	大森
	任意組合(A)	水稲	1.6 ha	水稲	1.6 ha	大森
			ha		ha	
計	6人		37.2 ha		43.2 ha	

注:「属性」欄には、法人の認定農業者は「認農法」、法人の認定新規就農者は「認就法」と記載しています。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

市は、農業振興地域内の農用地を守っていくために、中心経営体に対し、県及びJAの協力を得ながら、必要なバックアップを継続的に実施していく。
--